

平成17年(モ)第3015号

申立人 シャムスリ他8396名、WALHI

被申立人 国、国際協力銀行

文書提出命令申立に対する意見書

平成17年4月28日

東京地方裁判所民事第49部合議A係 御中

被告国際協力銀行

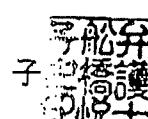
訴訟代理人弁護士

前田

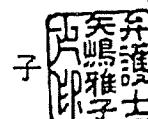
博



同 船橋悦子



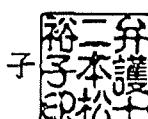
同 矢嶋雅子



同 野富拓子



同 二本松裕子



上記前田復代理人弁護士 原田伸彦



同 森 下 真



被告国際協力銀行（以下「J B I C」という。）は、原告ら2005年3月10日付文書提出命令申立書（以下「本件申立書」という。）に係る下記各文書についての文書提出命令の申立て（以下「本件申立て」という。）に対し、以下のとおり意見を述べる。

記

1. 本件申立書2頁記載の「②丁B9号証2枚目3行目から8行目にかけての墨塗り部分」（以下「湛水②文書墨塗部分」という。）
2. 本件申立書2頁記載の「⑤1997年3月12日以降において、本件ダムの湛水に関する事項が記載されたJ B I C（O E C F）本部と同ジャカルタ事務所との間の文書」（以下「湛水⑤文書」という。）
3. 本件申立書2頁記載の「⑥1997年3月12日以降において、本件ダムの湛水に関する事項が記載されたJ B I C（O E C F）とインドネシア政府機関との間の文書」（以下「湛水⑥文書」といい、湛水②文書墨塗部分及び湛水⑤文書と合わせて「湛水関連文書」という。）
4. 本件申立書4頁記載の「①1991年度、1992年度、1993年度にインドネシアに供与されたセクター・プログラム・ローンのうち、本件プロジェクトの住民移転対策費用に用いられた合計約22億円の使途・明細に関する報告書、J B I C（O E C F）本部と同ジャカルタ事務所との間及びJ B I C（O E C F）とインドネシア政府機関との間でやりとりされた文書」（以下「S P L①文書」という。）
5. 本件申立書4頁記載の「②1998年1月にJ B I Cが承諾した第2期の『地方インフラ整備事業』から、本件プロジェクトの移転村の一部に簡易水道施設、衛生施設等の諸施設を整備するのに使用された資金の使途・明細に関する報告書、並びにこのローンに関して、J B I C（O E C F）本部と同ジャカルタ事務所との間及びJ B I C（O E C F）とインドネシア政府機関との間でやりとりされた文書」（以下「S P L②文書」という。）

第1 意見の趣旨

原告らが本件申立書に基づき提出を求めている文書はいずれも、そもそも証拠調べの必要性が存在せず、その申立ては不適法として却下されるべきである。その理由は、下記第2に詳述する。

湛水②文書墨塗部分については、民事訴訟法220条1号の要件を充足しておらず、被告J B I Cは提出義務を負うものではないことから、その申立ては同様に却下されるべきである。その理由は、下記第3に詳述する。

湛水⑤及び同⑥文書については、被告J B I Cはそもそもそのような文書を所持していないことから、文書提出命令の申立の前提を欠き、その申立ては同様に却下されるべきである。その理由は、下記第4に詳述する。

S P L①及び同②文書については、同法221条1項1号及び2号、同条2項の各要件も充足しておらず、その申立ては同様に却下されるべきである。その理由は、下記第5に詳述する。

第2 申立に係る文書の全てについて証拠調べの必要性が存在しないこと

文書提出命令の申立ては、書証の申出の一方法であり（民事訴訟法219条）、証拠の申出（同法180条）の一方法であるから、証拠調べの必要性（同法181条1項参照）が存在しない場合、かかる文書提出命令の申立ては却下されるべきである。原告らが本件申立書に基づき提出を求めている湛水関連文書、S P L①文書及び同②文書については、以下に詳述するように証拠調べの必要性がないことが明らかであるからいざれも却下されるべきである。

1 湛水関連文書について証拠調べの必要性がないことが明らかなること

原告らは、湛水関連文書を取り調べることにより、被告国及び被告J B I Cが本件ダムの湛水を再開する経緯を把握し、これを承諾ないし事実上承諾したことが明らかになる旨主張する（本件申立書2頁）。

しかしながら、被告J B I Cは、1997年3月12日にP L Nが本件ダムの湛水を開始したことについて直ちに抗議を行っている（丁B第10号証）。同年4月9日、10日の時点では水深は部分湛水の69メートルのまま保持されていたが（乙B第26号証）、その後本件ダムの水位が上昇していることが判明すると、同年5月7日、被告J B I Cは「最近水位を上昇させている（76メートル）こと、ならびに鉱エネ省の認識は改めてもらいたい」と述べ、このときも依然として「スピルウェイのゲートは開放しておかなければならない」と抗議をしている（丁B第16号証）。

以上のとおり、被告J B I Cが本件ダムの湛水開始ないし再開について一貫して抗議していたことからすれば、被告J B I Cが本件ダムの湛水について承認したとか事実上承認したことはないことは明らかである。このように、原告らの主張は誤った推測に基づくものに過ぎず、客観的事実は当該主張と異なることは証拠上明らかであるから、湛水関連文書を証拠として取り調べる必要はない。

2 S P L①及び同②文書について証拠調べの必要性がないことが明らかなこと
原告らの主張の趣旨は判然としないものの、S P L①文書及び同②文書により、被告国や被告J B I Cが本件事業の住民移転の過程に主導的に関与していたことが明らかになり、これにより被告国や被告J B I Cは本件事業による住民移転について「非自発的移住に対する注意義務」を負担していることが基礎付けられる旨主張しているようである（本件申立書5頁）。

しかしながら、そもそも被告J B I Cはこれまでの準備書面において詳細に主張したとおり、原告らとの関係で非自発的移住に対する注意義務を負担しておらず、また、S P Lや第2期の「地方インフラ整備事業」に関して借款を供与したことが何故被告J B I Cの「非自発的移住に対する注意義務」を基礎付ける事情となるのか全くもって不明であって、主張自体失当であると言わざるを得ない。

このように、原告らの主張には何ら合理性がなく、そもそも立証する必要性すらないのであるから、SPL①及び同②文書のいずれの文書も被告J.B.I.Cの法的責任を基礎付ける文書とはなりえず、これらを証拠として取り調べる必要はない。

第3 濛水②文書墨塗部分は引用文書に該当しないこと

本件申立書において、原告らは、濛水②文書墨塗部分について、被告らが自ら書証として提出し引用している文書であるとして、民事訴訟法220条1号に該当する文書に該当すると主張しているが、濛水②文書墨塗部分は同号の文書に該当しないため、この点からも濛水②文書墨塗部分についての本件申立ては却下されるべきである。

- 1 濛水②文書墨塗部分が「当事者が訴訟において引用した文書」に該当しないこと

民事訴訟法220条1号が「当事者が訴訟において引用した文書」（以下「引用文書」という。）についてその所持者に提出義務を課した趣旨は、一般に、当事者の一方が自己の主張を基礎付けるために積極的に文書の存在又は内容を引用した以上、少なくとも相手方当事者との関係では、当該文書の秘密保持の利益を放棄したものと解されるという点と、その当事者の主張が真実であるという一方的な心証を裁判所に抱かせる危険があり、これを防止するためには相手方当事者にも当該文書を利用させ、その批判にさらすことが公平である点の2点であると説明されている（門口正人編「民事証拠法大系第4巻」98頁（青林書院、2003年）、東京高決昭和40年5月20日判例タイムズ178号147頁）。

本件において、原告らは、濛水②文書墨塗部分について、被告らは恣意的に墨塗りをしたことは明らかであると指摘した上で、濛水②文書墨塗部分は引用文書に該当し、被告らはその全部について提出義務を負っていると主張

する（本件申立書3頁）。

しかし、前述のとおり引用文書を提出義務に服せしめる趣旨が「その当事者の主張が真実であるという一方的な心証を裁判所に抱かせる危険があり、これを防止するため」であることからすれば、本来の立証趣旨とされている事実の真否につき争いがない場合には、一方当事者が証拠として提出した文書の一部に非開示部分があるとしても、引用文書として提出義務を課す理由がないことになる。すなわち、非開示部分が開示されなければ、文書提出者の立証趣旨に対し反証ができないという性質のものではない以上、引用文書であることを理由とする文書提出義務は認められないという言うべきである（名古屋高判昭和53年2月16日訟務月報24巻6号1311頁）。

本件において、被告J B I Cは、「同年3月12日、同じくBAPPENASに対して、補償費の支払、移転先のインフラストラクチャー、移転住民への生活補償費や生計の手段に関する詳細な現況と具体的な諸策に関し、報告書の早急な提出を求めた」（被告J B I C第5準備書面21頁）と主張し、当該主張を裏付けるものとして湛水②文書（丁B第9号証）を引用しているところ、原告らが湛水②文書墨塗部分により立証しようとしている事実は「3条件ないしその履行確保規定が、湛水の中止を求めた根拠となった事実」であって（本件申立書2頁）、被告J B I Cが丁B第9号証を引用して行った「同年3月12日、同じくBAPPENASに対して、補償費の支払、移転先のインフラストラクチャー、移転住民への生活補償費や生計の手段に関する詳細な現況と具体的な諸策に関し、報告書の早急な提出を求めた」との主張の真実性を争うものではなく、全く別個の原告らの主張を立証しようとするものである。したがって、前述引用文書の趣旨に鑑みれば、かかる要証事実のために丁B第9号証の墨塗り部分の開示を求ることはできないと言うべきであり、学説上も、文書の一部を書証として提出した場合、その残部を引用したとはいえないから、当該文書の残部は引用文書に当たらないと

解されている（前掲「民事証拠法大系第4巻」103頁）。

以上のとおり、湛水②文書墨塗部分は引用文書に該当せず、湛水②文書墨塗部分についての本件申立ては却下されるべきである。

2 引用文書において証言拒絶権が類推適用され提出拒否の理由となること

仮に、湛水②文書墨塗部分が引用文書に該当するとされた場合であっても、民事訴訟法上認められている証言拒絶権（同法196条ないし200条参照）の趣旨は、裁判所の審理に協力すべき義務としての証言義務と一面において同様の性格を有する本号に基づく文書提出義務においても類推適用されると解される（若林諒「民事判例実務研究第7巻」（判例タイムズ社、1991年）405頁、東京高決平成11年3月8日税務訴訟資料241号1頁、名古屋地決平成3年12月10日税務訴訟資料189号1頁）。原告らが本件申立てに基づき提出を求めている湛水②文書墨塗部分は、以下に述べるよう、証言拒絶権について規定した同法191条1項の「職務上の秘密」又は同法197条1項3号の「技術又は職業の秘密」に該当する。したがって、湛水②文書墨塗部分についての本件申立ては、かかる点からも却下されるべきである。

民事訴訟法191条1項の「職務上の秘密」とは、職務上知りえた事項であって、その公表が公益を害すべき性質のものをいい（大判昭和10年9月4日法律新聞3886号14頁）、また、同法197条1項3号の「技術又は職業の秘密」とは、その事項が公開されると、当該技術の有する社会的地位が下落しこれによる活動が困難になるもの又は当該職業に深刻な影響を与える以後その遂行が困難になるものをいうと解される（最決平成12年3月10日判例時報1708号115頁）ところ、その内容を具体的に明らかにすることはできないものの、湛水②文書墨塗部分が開示されると、被告JBCとインドネシア共和国政府間の信頼関係が毀損されるおそれがあるばかりか、被告JBCは他の借入国政府との関係においてもその信用を喪失する

おそれがあり、結局、被告 J B I C の国際的信用を失墜させ、ひいては日本国の国際的信用を失墜させる結果、今後被告国や被告 J B I C が諸外国との間で行う外交政策、円借款業務又は円借款契約交渉に回復し難い悪影響を与えることとなり、以後被告 J B I C はその業務を遂行することが著しく困難になることが予想される。

したがって、湛水②文書墨塗部分は、「職務上知りえた事項であって、その公表が公益を害すべき性質のもの」又は「その事項が公開されると、当該技術の有する社会的地位が下落しこれによる活動が困難になるもの又は当該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になる」といえ、「職務上の秘密」（同法191条1項）又は「技術又は職業の秘密」（同法197条1項3号）に該当し、また、被告 J B I C 及びインドネシア共和国政府のいずれも相手方に対し黙秘の義務を免除した事実はなく、「黙秘の義務が免除された場合」（同条2項）にも該当しないことから、証言拒絶権の趣旨が類推適用される結果、湛水②文書墨塗部分について、被告 J B I C には、同法220条1号に基づく開示義務は存在しない。

第4 湛水⑤及び同⑥文書は存在しないこと

原告らは、本件申立書において、湛水⑤文書の表示については、「1997年3月12日以降において、本件ダムの湛水に関する事項が記載された J B I C (O E C F) 本部とジャカルタ事務所との文書（但し既に提出済みの文書は除く）」とし、湛水⑥の文書の表示については、「1997年3月12日以降において、本件ダムの湛水に関する事項が記載された J B I C (O E C F) とインドネシア政府機関との間の文書（但し既に提出済みの文書は除く）」としたうえで、それぞれの文書の趣旨について、「1997年3月12日に一旦開始された本件ダムの湛水が、日本政府及び J B I C の抗議によって中止させられた後の経緯が判明し、日本政府及び J B I C が本件ダム

の湛水を再開する経緯を把握しこれを承諾（事実上の承諾も含む）していたことが判明する」と記載している。なお、原告らは、これでは文書の特定が十分でないとして文書特定のための手続の申出を行っているが、原告らは、要するに被告 J B I C が本件ダムの湛水再開について承認したことを示す文書あるいは事実上承認したことを推測させる文書の提出命令を申し立てていると解され、その文書は十分特定されていると考えられることから、湛水⑤及び同⑥文書に関して文書特定手続を利用する必要はないと思料する。

然るに、上記第2の1において述べたとおり、被告 J B I C は本件ダムの湛水開始ないし再開について一貫として抗議していたことは明らかであり、かかる事実からすれば、被告 J B I C が本件ダムの湛水の再開について承認ないし事実上承認したことを推測させるような文書が存在しないことは明白である。したがって、被告 J B I C は原告らが主張するような湛水⑤及び同⑥文書を所有していないことから、この点からも原告らの文書提出命令の申立はその前提を欠き、直ちに本件申立を却下すべきである。

第5 SPL①及び同②文書は文書の特定がされているとはいえないこと

1 同法221条1項1号及び2号の要件が充足されていないこと

文書提出命令の申立てをなすにあたっては、同法221条1項1号ないし5号に掲げられた事項を明らかにしなければならない（同項柱書）。

しかし、SPL①文書の表示については、前記のとおり「1991年度、1992年度、1993年度にインドネシアに供与されたセクター・ローン（以下「SPL」という。）のうち、本件プロジェクトの住民移転対策費用に用いられた合計約22億円の使途・明細に関する報告書、並びに、これらのローンについて、外務省と在インドネシア日本大使館との間、日本政府機関とインドネシア政府機関との間、J B I C（O E C F）本部と同ジャカルタ事務所との間、及びJ B I C（O E C F）とインドネシア政府機関との間

でやりとりされた文書」との包括的記載がなされているのみであり（本件申立書4頁）、SPL②文書についても「1998年1月にJ B I Cが承諾した第2期の『地方インフラ整備事業』から、本件プロジェクトの移転村の一部に簡易水道施設、衛生施設等の諸施設を整備するのに使用された資金の」という違いを除き、ほぼ同一の包括的記載しかなされていないことから、文書の標目（タイトル）、作成者、種別、作成年月日等である「文書の表示」（同法221条1項1号）が明らかにされているとはいえない。

さらに言えば、本件申立書4頁及び5頁において、SPL①及び同②文書提出命令の申立てにおいて記載が要求されている「文書の趣旨」とは文書内容の概略・要点を意味するところ（加藤新太郎「文書提出命令申立ての対象文書の特定と文書の一部に着いての提出命令」（NBL731号、2002年）69頁）、本件申立てにおいて文書の趣旨として記載されている部分は、単に原告らの立証したい主張内容（原告ら準備書面（31）5頁及び6頁）にすぎず、提出を求める文書に記載されている内容の概略・要点である「文書の趣旨」（同2号）ではない。

また、付随して申出がなされている文書特定のための手続も、以下に述べるとおり、その要件を充足しているということはできず失当であるから、本件申立ては却下されるべきである。

(1) 「文書を識別することができる事項」が明らかにされていないこと

文書特定のための手続きを利用する場合、申立人は、「文書の所持者においてその申立てに係る文書を識別することができる事項を明らかに」する必要がある（同法222条1項）。そして「識別することができる事項」とは、文書の所持者において、その事項が明らかにされていれば、不相当な時間や労力を要しないで当該申立てに係る文書あるいはそれを含む文書グループを他の文書グループから区別することができるような事項を意味する（法務省民事局参事官室「一問一答新民事訴訟法」262頁（商

事法務研究会、1996年))。

この点、SPL①及び同②文書については、前述のとおり文書の表示として包括的な記載がなされているに過ぎず(本件申立書4頁)、また前述のとおり「文書の趣旨」も明確にされていないことに鑑みれば、該当し得る文書が非常に多岐に渡ることになり、その識別は不可能に近い。また、文書の所持者とされる被告JBCがかかる作業を実施するために不相当な時間や労力を要することはいうまでもない。この点具体的に説明すると、JBC本部とジャカルタ事務所は同じ会社組織に属するため、当然日々の業務報告を含めほぼ毎日何らかのやり取りを行っている。かかる状況下において、原告らの申立ての中で本件申立書における「文書の表示」の対象となりうる文書の数は、文書の作成された期間が1991年以降終期も特定されていない事情に鑑みても、非常に膨大な量になることは容易に想像しうるであろう。原告らが要求する文書の表示も極めて包括的かつ曖昧、さらには文書の趣旨及びその必要性も全く明確にされない状況下において文書提出命令が出された場合、被告JBCはその膨大な量の文書の中からSPLに関連する事項が少しでも記載されているかどうかを識別しなければならないこととなる。かかる状況はまさしく被告JBCに過度の負担を生ぜしめるという場合に該当する。

したがって、申立人は、「文書の所持者においてその申立てに係る文書を識別することができる事項を明らかに」していないことが明白である。

(2) 「申立てに理由がないことが明らか」であること

民事訴訟法222条2項は、「文書提出命令の申立てに理由がないことが明らかな場合を除き」文書特定のための手続きを探ることができる旨規定している。本条は、申立てに理由がないことが明らかな場合には、かかる文書特定のための手続きによって文書を特定するまでもなく、直ちに文書提出命令の申立てを却下すべきであるという趣旨を包含している(前

掲「一問一答新民事訴訟法」262頁))。

「文書提出命令の申立てに理由がないことが明らかな場合」とは、具体的には、①文書提出命令の申立てが221条1項3号から5号までの形式的要件を欠く場合のほか、②文書提出命令の申立てが同条2項の必要性の要件を欠く場合、③文書の所持の証明がない場合、④文書の特定を待つまでもなく証拠調べの必要性がないことが明らかな場合、⑤文書の特定を待つまでもなく提出義務がないことが明らかな場合、という実質的要件を欠く場合を意味している(前掲「一問一答新民事訴訟法」262頁及び263頁)。

然るに、本件においては、前述第2、2のとおり、SPL①及び同②文書の証拠調べの必要性がないことが明らかである。したがって、本件申立ては直ちに却下されるべきである。

第6 結論

以上のとおり、原告らの被告J B I Cを所持者とする本件申立てに理由がないことは明らかであり、本件申立てはいずれも却下されるべきである。

以上